

専決処分第 18 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 26 年 8 月 15 日

四万十町長 中尾 博憲

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

区 分	変 更 前	変 更 後
1. 工 事 名	平成 25 年度 十川簡易水道統合整備事業 浄水場築造工事	同 左
2. 工 事 場 所	四万十町 大道 地内	同 左
3. 契 約 金 額	167,790,000 円	172,566,840 円
4. 契約の相手方	高知県高岡郡四万十町十川 136 番地 有限会社 松元建設 代表取締役 松元 秀人	同 左